三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県今立郡池田町大本一六四字稗田奥一の七、一の八、一の四三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年八月十三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）及びふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業及び低未利用資源活用等農商工等連携支援事業に限る。）に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援事業及びカイゼン指導者育成事業に限る。）、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業及び低未利用資源活用等農商工等連携支援事業に限る。）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千早川左支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第七百九十三号で指定した猿谷川に掲げる土地の区域及び平成十九年国土交通省告示第四百八十一号で指定した千早川左支渓に掲げる土地の区域を除く。）
大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早
二〇三番　一号
二〇四番　二号
二一四番一　三号及び四号
二一五番　五号
二一二番　六号
二一三番一　七号から九号まで
二四六番一　十号
二四七番一　十一号
二四五番二　十二号
二二四番　十三号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域を除く。）
大阪府箕面市粟生間谷西六丁目
二三三八番　一号
二二三三番一　七号及び八号
二三二九番三　九号
大阪府箕面市大字粟生間谷
二三三一番一　二号及び三号
二八五〇番二　四号及び五号
二三三七番一　六号

○国土交通省告示第九百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第六百九十二号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県三田市木器
字水汲　二〇〇〇番　一号及び四号
字乾　一三〇四番　二号
一三一四番　三号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
月谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市一宮町生栖
字栃ケ磯　五七〇番六　一号、二号及び十二号から十五号まで
五七〇番四　三号及び四号
五七〇番三　五号及び六号
字ヤケ　九〇四番一　七号から十一号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西安谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
兵庫県三田市東本庄
字穴口　二二五三番一及び二二五三番二
二二五四番から二二五七番まで
二二五九番一
二二六〇番
字流尾　一一八六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県三田市東本庄
字流尾　一一八五番　一号、二号及び十一号から十三号まで
字穴口　二二六五番二　三号から六号まで
二二五九番一　七号
二二五八番一　八号から十号まで

○国土交通省告示第九百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子